

令和 6 年 2 月 21 日 招集

令和 6 年門真市教育委員会第 2 回定例会

議 案 書

門 真 市 教 育 委 員 会

議事日程

門真市教育委員会第2回定例会
令和6年2月21日（水）午後3時
本館2階大会議室

日程	事件番号	件名	ページ
第1		会議録署名委員の指名	—
第2		会期の決定	—
第3	議案第2号	門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について	1
第4	議案第3号	門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について	4
第5	議案第4号	令和5年度教育費補正予算の見積り申出について	10
第6	議案第5号	令和6年度教育費当初予算の見積り申出について	15
第7		諸報告	22

議案第 2 号

門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第 3 号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新たに附属機関を設置する等の見直しを行うとともに、附属機関の委員の報酬額を定める等につき、本案を提出するものである。

門真市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
別表（第1条関係） 1 略 2 教育委員会の附属機関 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>担任する事務</th></tr> <tr> <td colspan="2">〃 略</td></tr> <tr> <td>(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会</td><td>(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会</td></tr> <tr> <td></td><td>中学校区義務教育学校の整備に係る事業の整備に係る事業</td></tr> <tr> <td></td><td>者を選定するために必要な事項について</td></tr> <tr> <td></td><td>の調査審議に関する事務</td></tr> </table> 3 略	名称	担任する事務	〃 略		(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会		中学校区義務教育学校の整備に係る事業の整備に係る事業		者を選定するために必要な事項について		の調査審議に関する事務	別表（第1条関係） 1 略 2 教育委員会の附属機関 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>担任する事務</th></tr> <tr> <td colspan="2">〃 略</td></tr> <tr> <td>(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会</td><td>(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会</td></tr> <tr> <td></td><td>中学校区義務教育学校の整備に係る事業の整備に係る事業</td></tr> <tr> <td></td><td>者を選定するために必要な事項について</td></tr> <tr> <td></td><td>の調査審議に関する事務</td></tr> </table> 3 略	名称	担任する事務	〃 略		(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会		中学校区義務教育学校の整備に係る事業の整備に係る事業		者を選定するために必要な事項について		の調査審議に関する事務
名称	担任する事務																								
〃 略																									
(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会																								
	中学校区義務教育学校の整備に係る事業の整備に係る事業																								
	者を選定するために必要な事項について																								
	の調査審議に関する事務																								
名称	担任する事務																								
〃 略																									
(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会	(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会																								
	中学校区義務教育学校の整備に係る事業の整備に係る事業																								
	者を選定するために必要な事項について																								
	の調査審議に関する事務																								

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																								
別表（第1条関係） <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td colspan="2">〃 略</td></tr> <tr> <td>庁舎エリア整備事業委託事業者選定委員会委員</td><td>略</td></tr> <tr> <td>(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会委員</td><td>日 8,400円</td></tr> </table>	区分	報酬額	〃 略		庁舎エリア整備事業委託事業者選定委員会委員	略	(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円	別表（第1条関係） <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>報酬額</th></tr> <tr> <td colspan="2">〃 略</td></tr> <tr> <td>(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会委員</td><td>日 8,400円</td></tr> <tr> <td colspan="2">〃 略</td></tr> <tr> <td>庁舎エリア整備事業委託事業者選定委員会委員</td><td>略</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	区分	報酬額	〃 略		(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会委員	日 8,400円	〃 略		庁舎エリア整備事業委託事業者選定委員会委員	略						
区分	報酬額																								
〃 略																									
庁舎エリア整備事業委託事業者選定委員会委員	略																								
(仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会委員	日 8,400円																								
区分	報酬額																								
〃 略																									
(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会委員	日 8,400円																								
〃 略																									
庁舎エリア整備事業委託事業者選定委員会委員	略																								

改正後		改正前	
略		略	
備考 略		備考 略	

議案第 3 号

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の一部改正を次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

提案理由

任期付市費負担教員の給与の改定を行うにつき、本案を提出するものである。

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくり
の実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部を
改正する条例

門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係
る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（平成25年門真市条例第29号）の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように
改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 7 条関係）		別表第 1（第 7 条関係）	
号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	<u>178,300</u>	1	<u>163,100</u>
2	<u>179,800</u>	2	<u>164,600</u>
3	<u>181,300</u>	3	<u>166,100</u>
4	<u>182,800</u>	4	<u>167,600</u>
5	<u>184,500</u>	5	<u>169,300</u>
6	<u>186,400</u>	6	<u>171,200</u>
7	<u>188,200</u>	7	<u>173,000</u>
8	<u>190,000</u>	8	<u>174,800</u>
9	<u>191,700</u>	9	<u>176,500</u>
10	<u>193,700</u>	10	<u>178,500</u>
11	<u>195,700</u>	11	<u>180,500</u>
12	<u>197,500</u>	12	<u>182,400</u>
13	<u>199,200</u>	13	<u>184,200</u>
14	<u>201,300</u>	14	<u>186,400</u>
15	<u>203,300</u>	15	<u>188,500</u>
16	<u>205,400</u>	16	<u>190,700</u>
17	<u>207,400</u>	17	<u>192,800</u>
18	<u>210,000</u>	18	<u>195,400</u>
19	<u>212,300</u>	19	<u>197,800</u>
20	<u>214,600</u>	20	<u>200,100</u>
21	<u>217,000</u>	21	<u>202,600</u>
22	<u>218,600</u>	22	<u>204,200</u>
23	<u>220,000</u>	23	<u>205,700</u>
24	<u>221,600</u>	24	<u>207,300</u>
25	<u>222,900</u>	25	<u>208,700</u>
26	<u>223,600</u>	26	<u>209,400</u>
27	<u>224,300</u>	27	<u>210,100</u>
28	<u>225,000</u>	28	<u>210,800</u>

改正後			改正前		
	29	<u>225, 800</u>		29	<u>211, 600</u>
	30	<u>226, 900</u>		30	<u>212, 700</u>
	31	<u>228, 700</u>		31	<u>214, 600</u>
	32	<u>230, 500</u>		32	<u>216, 400</u>
	33	<u>231, 800</u>		33	<u>217, 800</u>
	34	<u>233, 600</u>		34	<u>219, 800</u>
	35	<u>235, 400</u>		35	<u>221, 800</u>
	36	<u>237, 000</u>		36	<u>223, 800</u>
	37	<u>237, 700</u>		37	<u>224, 700</u>
	38	<u>239, 300</u>		38	<u>226, 600</u>
	39	<u>240, 900</u>		39	<u>228, 500</u>
	40	<u>242, 500</u>		40	<u>230, 300</u>
	41	<u>244, 100</u>		41	<u>232, 200</u>
	42	<u>245, 400</u>		42	<u>233, 900</u>
	43	<u>246, 600</u>		43	<u>235, 600</u>
	44	<u>247, 900</u>		44	<u>237, 300</u>
	45	<u>248, 500</u>		45	<u>238, 200</u>
	46	<u>249, 900</u>		46	<u>240, 000</u>
	47	<u>251, 400</u>		47	<u>241, 800</u>
	48	<u>252, 900</u>		48	<u>243, 600</u>
	49	<u>254, 100</u>		49	<u>245, 200</u>
	50	<u>255, 300</u>		50	<u>246, 700</u>
	51	<u>256, 400</u>		51	<u>248, 200</u>
	52	<u>257, 300</u>		52	<u>249, 400</u>
	53	<u>258, 000</u>		53	<u>250, 400</u>
	54	<u>259, 200</u>		54	<u>251, 900</u>
	55	<u>260, 300</u>		55	<u>253, 400</u>
	56	<u>261, 400</u>		56	<u>254, 800</u>
	57	<u>262, 200</u>		57	<u>255, 900</u>
	58	<u>263, 200</u>		58	<u>257, 200</u>
	59	<u>264, 100</u>		59	<u>258, 400</u>
	60	<u>265, 000</u>		60	<u>259, 600</u>
	61	<u>265, 900</u>		61	<u>260, 900</u>
	62	<u>267, 000</u>		62	<u>262, 300</u>
	63	<u>268, 000</u>		63	<u>263, 600</u>
	64	<u>269, 000</u>		64	<u>264, 900</u>
	65	<u>269, 700</u>		65	<u>265, 900</u>
	66	<u>270, 900</u>		66	<u>267, 400</u>
	67	<u>272, 100</u>		67	<u>268, 900</u>
	68	<u>273, 300</u>		68	<u>270, 400</u>

改正後			改正前		
	69	<u>274, 400</u>		69	<u>271, 800</u>
	70	<u>275, 500</u>		70	<u>273, 200</u>
	71	<u>276, 700</u>		71	<u>274, 600</u>
	72	<u>277, 900</u>		72	<u>276, 000</u>
	73	<u>278, 600</u>		73	<u>276, 900</u>
	74	<u>279, 800</u>		74	<u>278, 200</u>
	75	<u>281, 000</u>		75	<u>279, 500</u>
	76	<u>282, 200</u>		76	<u>280, 800</u>
	77	<u>283, 400</u>		77	<u>282, 100</u>
	78	<u>284, 500</u>		78	<u>283, 300</u>
	79	<u>285, 500</u>		79	<u>284, 400</u>
	80	<u>286, 500</u>		80	<u>285, 500</u>
	81	<u>287, 500</u>		81	<u>286, 600</u>
	82	<u>288, 600</u>		82	<u>287, 800</u>
	83	<u>289, 700</u>		83	<u>289, 000</u>
	84	<u>290, 800</u>		84	<u>290, 200</u>
	85	<u>291, 600</u>		85	<u>291, 100</u>
	86	<u>292, 600</u>		86	<u>292, 100</u>
	87	<u>293, 600</u>		87	<u>293, 100</u>
	88	<u>294, 600</u>		88	<u>294, 100</u>
	89	<u>295, 400</u>		89	<u>294, 900</u>
	90	<u>296, 300</u>		90	<u>295, 800</u>
	91	<u>297, 200</u>		91	<u>296, 700</u>
	92	<u>298, 100</u>		92	<u>297, 600</u>
	93	<u>298, 500</u>		93	<u>298, 000</u>
	94	<u>299, 300</u>		94	<u>298, 800</u>
	95	<u>300, 100</u>		95	<u>299, 600</u>
	96	<u>300, 900</u>		96	<u>300, 400</u>
	97	<u>301, 800</u>		97	<u>301, 300</u>
	98	<u>302, 600</u>		98	<u>302, 100</u>
	99	<u>303, 400</u>		99	<u>302, 900</u>
	100	<u>304, 200</u>		100	<u>303, 700</u>
	101	<u>305, 000</u>		101	<u>304, 500</u>
	102	<u>305, 500</u>		102	<u>305, 000</u>
	103	<u>306, 000</u>		103	<u>305, 500</u>
	104	<u>306, 400</u>		104	<u>305, 900</u>
	105	<u>306, 600</u>		105	<u>306, 100</u>
	106	<u>306, 800</u>		106	<u>306, 300</u>
	107	<u>307, 100</u>		107	<u>306, 600</u>
	108	<u>307, 300</u>		108	<u>306, 800</u>

改正後			改正前		
	109	<u>307, 500</u>		109	<u>307, 000</u>
	110	<u>307, 800</u>		110	<u>307, 300</u>
	111	<u>308, 000</u>		111	<u>307, 500</u>
	112	<u>308, 300</u>		112	<u>307, 800</u>
	113	<u>308, 500</u>		113	<u>308, 000</u>
	114	<u>308, 800</u>		114	<u>308, 300</u>
	115	<u>309, 100</u>		115	<u>308, 600</u>
	116	<u>309, 400</u>		116	<u>308, 900</u>
	117	<u>309, 600</u>		117	<u>309, 100</u>
	118	<u>309, 900</u>		118	<u>309, 400</u>
	119	<u>310, 200</u>		119	<u>309, 700</u>
	120	<u>310, 400</u>		120	<u>309, 900</u>
	121	<u>310, 600</u>		121	<u>310, 100</u>
	122	<u>310, 800</u>		122	<u>310, 300</u>
	123	<u>311, 000</u>		123	<u>310, 500</u>
	124	<u>311, 200</u>		124	<u>310, 700</u>
	125	<u>311, 400</u>		125	<u>310, 900</u>
	126	<u>311, 600</u>		126	<u>311, 100</u>
	127	<u>311, 800</u>		127	<u>311, 300</u>
	128	<u>312, 000</u>		128	<u>311, 500</u>
	129	<u>312, 200</u>		129	<u>311, 700</u>
	130	<u>312, 400</u>		130	<u>311, 900</u>
	131	<u>312, 600</u>		131	<u>312, 100</u>
	132	<u>312, 800</u>		132	<u>312, 300</u>
	133	<u>313, 000</u>		133	<u>312, 500</u>
	134	<u>313, 200</u>		134	<u>312, 700</u>
	135	<u>313, 400</u>		135	<u>312, 900</u>
	136	<u>313, 600</u>		136	<u>313, 100</u>
	137	<u>313, 800</u>		137	<u>313, 300</u>
	138	<u>314, 000</u>		138	<u>313, 500</u>
	139	<u>314, 200</u>		139	<u>313, 700</u>
	140	<u>314, 400</u>		140	<u>313, 900</u>
	141	<u>314, 600</u>		141	<u>314, 100</u>
	142	<u>314, 800</u>		142	<u>314, 300</u>
	143	<u>315, 000</u>		143	<u>314, 500</u>
	144	<u>315, 200</u>		144	<u>314, 700</u>
	145	<u>315, 400</u>		145	<u>314, 900</u>
	146	<u>315, 600</u>		146	<u>315, 100</u>
	147	<u>315, 800</u>		147	<u>315, 300</u>
	148	<u>316, 000</u>		148	<u>315, 500</u>

改正後			改正前		
	149	<u>316,200</u>		149	<u>315,700</u>
	150	<u>316,400</u>		150	<u>315,900</u>
	151	<u>316,600</u>		151	<u>316,100</u>
	152	<u>316,800</u>		152	<u>316,300</u>
	153	<u>317,000</u>		153	<u>316,500</u>
	154	<u>317,200</u>		154	<u>316,700</u>
	155	<u>317,400</u>		155	<u>316,900</u>
	156	<u>317,600</u>		156	<u>317,100</u>
	157	<u>317,800</u>		157	<u>317,300</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1の規定は、令和5年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(内払)

- 3 この条例による改正前の門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例別表第1の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、新条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 4 号

令和 5 年度教育費補正予算の見積り申出について

令和 5 年度教育費補正予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和5年度教育費補正予算見積書

歳入

(款) 国庫支出金		(項) 国庫補助金			
目	補正額	節		説明	
		区分	金額		
教育費国庫補助金	千円 9,871	学校施設環境改善交付金	千円 9,871	第二中学校防犯機能強化事業交付金 【中学校施設整備事業】	千円 2,328
				第三中学校防犯機能強化事業交付金 【中学校施設整備事業】	2,486
				第五中学校防犯機能強化事業交付金 【中学校施設整備事業】	2,656
				第七中学校防犯機能強化事業交付金 【中学校施設整備事業】	2,401

(款) 市債		(項) 市債			
目	補正額	節		説明	
		区分	金額		
教育債	千円 9,700	学校教育施設等整備事業債	千円 9,700	第二中学校防犯機能強化整備事業債 【中学校施設整備事業】	千円 2,300
				第三中学校防犯機能強化整備事業債 【中学校施設整備事業】	2,400
				第五中学校防犯機能強化整備事業債 【中学校施設整備事業】	2,600
				第七中学校防犯機能強化整備事業債 【中学校施設整備事業】	2,400

令和 5 年度教育費補正予算見積書

歳出

(款) 教育費

(項) 小学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円	○ 学校施設と教育環境の充実	千円
	678	小学校施設整備事業	
		678	償還金利子及び割引料
			過年度過誤納還付
			H 3 0 (R 1) ブロッ ク塀冷房設備対応臨時 特例交付金返還金
			678

(款) 教育費

(項) 中学校費

目	補正額	事業名 1	説明
		事業名 2	
学校管理費	千円	○ 学校施設と教育環境の充実	千円
	19, 752	中学校施設整備事業	
		19, 752	委託料
			各種業務委託料 (資 産)
			第二中学校オートロッ ク門扉設置工事実施設 計業務委託料
			542
			第三中学校オートロッ ク門扉設置工事実施設 計業務委託料
			565
			第五中学校オートロッ ク門扉設置工事実施設 計業務委託料
			610
			第七中学校オートロッ ク門扉設置工事実施設 計業務委託料
			542

			工事請負費	
			工事請負費（資産）	
			第二中学校オートロック門扉設置工事	4,116
			第三中学校オートロック門扉設置工事	4,410
			第五中学校オートロック門扉設置工事	4,704
			第七中学校オートロック門扉設置工事	4,263

繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
教育費	中学校費	中学校施設整備事業	19,752

議案第 5 号

令和 6 年度教育費当初予算の見積り申出について

令和 6 年度教育費当初予算の見積りを次のとおり門真市長に申し出るにつき、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 21 日 提出

門真市教育委員会教育長 久木元 秀平

令和6年度 教育費当初予算見積書

歳 入

単位 千円

項	目	令和6年度	令和5年度	説 明
1. 負担金		2,206	2,294	
	(1)教育費負担金	2,206	2,294	・ 日本スポーツ振興センター個人負担金
2. 使用料		2,338	1,924	
	(1)教育使用料	2,338	1,924	・ 学校施設設備使用料 ・ 幼稚園使用料 ・ 行政財産目的外使用料
3. 国庫負担金		25,169	44,189	
	(1)教育費国庫負担金	25,169	44,189	・ 子育てのための施設等利用給付費交付金
4. 国庫補助金		556,338	25,345	
	(1)教育費国庫補助金	556,338	25,345	・ 学校給食施設整備事業交付金 ・ 都市再生整備計画事業補助金 ・ 公立学校情報機器整備費補助金 ・ 公立学校施設整備費負担金 ・ 子ども・子育て支援交付金 ・ 切れ目ない支援体制整備充実事業補助金 ・ こども家庭推進事業費補助金 ・ 理科教育等設備整備費補助金 ・ 住宅市街地総合整備事業費補助金 ・ 修学旅行費補助金 ・ 要保護児童生徒医療費補助金 ・ 特別支援教育就学奨励費補助金 ・ 母子家庭等対策総合支援事業費補助金
5. 府負担金		12,584	22,094	
	(1)教育費府負担金	12,584	22,094	・ 子育てのための施設等利用給付費交付金
6. 府補助金		38,217	26,679	
	(1)民生費府補助金	3,492	3,552	・ 子どもの貧困緊急対策事業費補助金
	(2)教育費府補助金	34,725	23,127	・ 運動部活動の地域移行に向けた実証事業補助金 ・ 文化部活動の地域移行等に向けた実証事業補助金 ・ 教育支援体制整備事業費補助金 ・ 子ども・子育て支援交付金 ・ 総合相談事業交付金 ・ 市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金 ・ 教育コミュニティづくり推進事業費補助金
7. 基金繰入金		453,629	381,531	
	(1)教育振興基金繰入金	453,629	381,531	・ 教育振興基金繰入金
8. 雑入		52,463	22,465	
	(1)雑入	52,463	22,465	・ 幼稚園実習生謝礼金 ・ 幼稚園バス借上料個人負担金 ・ 市施設光熱水費等徴収金 ・ 給食用廃油売却代金 ・ 賠償保険金 ・ 給食棟設備等使用料

9. 市債		2,357,600	952,200	
	(1)教育債	2,357,600	952,200	・ 二島、速見、五月田、上野口小学校 給食棟整備事業債 ・ 速見小学校屋内運動場空調設置他工事業債 ・ 門真みらい小学校屋内運動場空調設置他工事業債 ・ 大和田小学校屋内運動場屋上防水改修他工事業債 ・ 新統合学校整備事業債 ・ 大和田小学校屋外階段改修整備事業債 ・ 五月田小学校既設埋設配管改修事業債 ・ 第二、第三、第五、第七、門真はすはな中学校 屋内運動場LED照明設備改修整備事業債 ・ 門真、二島、古川橋、上野口、五月田、東小学校 屋内運動場LED照明設備改修整備事業債 ・ 住宅市街地総合整備事業債
合 計		3,500,544	1,478,721	(対前年度比 2,044,934)

歳 出

款 教育費

単位 千円

項	目	令和6年度	令和5年度	説 明
1.	教育総務費	4,187,009	2,202,831	
	(1) 教育委員会費	6,464	6,464	・委員会定例会等事務
	(2) 事務局費	3,673,457	1,749,544	・幼児教育推進事業 ・学校適正配置推進事業 ・教育のＩＣＴ環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・GIGAスクール構想推進事業 ・病休等代替アルバイト配置事業 ・職員労働安全衛生事業 ・いじめ防止対策事業
	(3) 教育振興費	491,061	429,593	・就学援助事業 ・教職員研修事業 ・きめ細かな指導を実現する環境づくり事業 ・特別支援教育推進事業 ・学校図書館司書配置事業 ・教育課程事業 ・学力向上事業 ・医療的ケア児に対する看護師配置事業 ・四中校区ブランディング事業 ・学校運営協議会（コミュニティスクール）設置推進事業 ・部活動地域移行検討事業 「チーム学校」支援体制充実事業 ・教職員の健康障害防止対策事業 ・就学事業 ・関係組織運営・補助事務
	(4) 人権教育推進費	8,024	7,824	・人権教育推進支援事業
	(5) 教育センター費	8,003	9,406	・教職員研修事業 ・教育のＩＣＴ環境整備事業
2.	小学校費	822,820	818,410	
	(1) 学校管理費	822,820	818,410	・学校安全推進事業 ・学校保健事業 ・小学校施設整備事業 ・教育のＩＣＴ環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・給食運営事業 ・水泳授業民間活力導入検討事業 ・学校予算配当事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業

3. 中学校費	470,289	392,158	
(1) 学校管理費	406,862	328,765	・学校保健事業 ・中学校施設整備事業 ・教育のICT環境整備事業 ・学校施設営繕事業 ・給食運営事業 ・水泳授業民間活力導入検討事業 ・学校予算配当事業 ・学校災害給付事業 ・教職員健康診断・検査健診委託事業
(2) 学校建設費	63,427	63,393	・門真はすはな中学校施設建設費制賦払金
4. 幼稚園費	120,218	166,303	
(1) 幼稚園管理費	61,926	63,668	・公立幼稚園運営事業
(2) 教育振興費	58,292	102,635	・保育所等給食費補助事業 ・子育てのための施設等利用給付事業
5. 社会教育費	9,657	10,075	
(1) 社会教育総務費	335	351	・学校施設開放事業等
(2) 青少年費	9,322	9,724	・青少年育成団体等支援事業 ・二十歳のつどい事業 ・めざせ世界へはばたけ事業 ・地域学校協働本部事業
6. 保健体育費	709,101	434,631	
(1) 保健体育総務費	709,101	434,631	・学校保健事業 ・給食運営事業 ・学校体育施設開放事業
合 計	6,319,094	4,024,408	(対前年度比 2,294,686)

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校他整備工事監理業務委託	令和7年度 }	138,847
	令和8年度	
(仮称) 新統合小学校整備基本設計業務委託	令和6年度 }	73,005
	令和7年度	
(仮称) 新統合小学校整備実施設計業務委託	令和6年度 }	202,734
	令和8年度	
四宮小学校他撤去工事実施設計業務委託	令和6年度 }	9,422
	令和7年度	
小中学校ネットワーク運用保守業務委託	令和7年度 }	36,699
	令和11年度	
教育 I C T 環境整備機器借上事業	令和7年度 }	千円 648,001
	令和11年度	
英語教育活動派遣業務委託 (12)	令和6年度 }	23,777
	令和7年度	
中学生放課後学習支援業務委託 (2)	令和6年度 }	4,810
	令和7年度	

学校し尿浄化槽維持管理業務委託（４）	令和７年度	68
海外派遣研修業務委託（１３）	令和６年度 ） 令和７年度	5,925
学校給食調理業務委託（３０）	令和６年度 ） 令和９年度	288,483

諸 報 告

番 号	報 告 事 項
1	令和6年度当初教職員数の見通し等について